

7 東彼議告示第2号

東彼杵町議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月27日

東彼杵町議会議長 浪瀬 真吾

東彼杵町議会傍聴規則の一部を改正する規則

東彼杵町議会傍聴規則（昭和50年規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で住所及び氏名_____を傍聴人受付票に記入し傍聴人心得の交付を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器、刃物、その他他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>[削除]</p> <p>(3) <u>ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(4) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>[削除]</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で住所、氏名及び年齢を傍聴人受付票に記入し傍聴人心得の交付を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器_____、その他危険な_____ものを持っている者</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 異様な服装をしている者</u></p> <p><u>(4) 旗、のぼり、プラカードの類を持っている者</u></p> <p>_____</p> <p><u>(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者</u></p> <p>2 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。</u></p>

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、拍手、その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

[削除]

[削除]

(3) (略)

(4) 写真の撮影、録音、録画等(特に議長の許可を得たものを除く。)をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

[削除]

(傍聴人の退場)

第7条 (略)

(係員の指示)

第8条 全て傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは_____次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、拍手、その他の方法により公然と可否を表明しない
_____こと。

(2) 静しゆくを旨とし、議事の妨害となるような行為をしないこ
と。

(3) はち巻、腕章の着用等、示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外套、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気、
その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) (略)

[新設]

(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱す
_____ような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音
等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限
りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 (略)

(係員の指示)

第9条 すべて傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。